

## 科学研究費助成事業（科学研究費補助金）研究成果報告書

平成 25 年 5 月 10 日現在

機関番号：34517  
 研究種目：基盤研究(B)  
 研究期間：2009～2012  
 課題番号：21330145  
 研究課題名（和文） 日本のスクールソーシャルワーカーに求められる専門的知識・技術に関する調査研究  
 研究課題名（英文） The research for professional knowledge and skills for school social workers in Japan  
 研究代表者  
 半羽 利美佳 (HANBA RIMIKA)  
 武庫川女子大学・文学部・准教授  
 研究者番号：70330503

研究成果の概要（和文）：わが国とアメリカのスクールソーシャルワーカーに対するアンケートや聞き取り調査によって、わが国のスクールソーシャルワーカーに必要な専門的知識として、①活動領域を理解するための知識、②子どもや家族等の理解を深めるための知識、③効果的な支援に繋げるための知識の3領域が整理された。専門的技術については、アセスメントやファシリテーション等が挙げられるが、いずれもスクールソーシャルワークの価値と大きく連動することから、まずはスクールソーシャルワーク実践のミッションの整理が必要であり、その上で、単なる技術の伝達ではなく、価値と連動させることができる力量が身につく研修内容の構築が必要であることが示唆された。

研究成果の概要（英文）：Surveys and interviews of school social workers in Japan and America were conducted to examine the professional knowledge, skills and values needed for school social workers in Japan. Three categories of professional knowledge were found: knowledge to understand working field, knowledge to understand clients and their families, knowledge to provide effective services. The findings also suggested that professional skills were deeply related to values and that training programs should be designed to help linking skills and values.

## 交付決定額

(金額単位：円)

	直接経費	間接経費	合計
2009年度	900,000	270,000	1,170,000
2010年度	1,700,000	510,000	2,210,000
2011年度	1,500,000	450,000	1,950,000
2012年度	1,000,000	300,000	1,300,000
総計	5,100,000	1,530,000	6,630,000

研究分野：社会科学

科研費の分科・細目：社会学・社会福祉学

キーワード：学校・司法ソーシャルワーク

## 1. 研究開始当初の背景

近年の児童生徒が直面する問題の多様化・複雑化に伴い、学校現場における福祉的な支援の必要性が注目されるようになり、2000年ごろからスクールソーシャルワーカーが徐々に配置されるようになった。2008年度からは文部科学省による「スクールソ

シアルワーカー活用事業」が始まり、スクールソーシャルワーカーが一気に全国的に配置されるようになった。

全国的に、スクールソーシャルワーカーの採用については「社会福祉士」や「精神保健福祉士」の資格取得者（以下、「有資格者」とする）を推奨しているものの、地域によっ

ては人材不足等により、臨床心理士や教員免許取得者等、社会福祉系以外の資格取得者や無資格者を採用しており、必ずしも社会福祉の専門知識・技術を有していないという現実がある。また、たとえ有資格者であったとしても、わが国におけるスクールソーシャルワーク実践はまだ発展途上であり、十分な人材養成が行われていなかったことから、現任者は試行錯誤の中で実践を進めている現状がある。そのため、現在のスクールソーシャルワーク実践は、スクールソーシャルワーカー個人々の資質に頼るところが大きく、一定の質が保てているとは言い難い。

スクールソーシャルワーカーの養成には、日本社会福祉士養成校協会が 2009 年に「スクールソーシャルワーク教育課程認定事業」を創設し、大学等においてスクールソーシャルワーカーの養成を開始したが、現任者への研修プログラムについては十分な研究はなされてこなかった。個人の力量に関わらず、一定の質を担保していくためには、わが国のスクールソーシャルワーカーに必要な専門的知識・技術・価値を明らかにし、それを踏まえた研修プログラムを展開していくことが求められる。

## 2. 研究の目的

2008 年度以降、文部科学省の「スクールソーシャルワーカー活用事業」によるものだけでなく、市町村の単費によるスクールソーシャルワーカーの雇用が増加している現状を勘案すると、スクールソーシャルワーカーに寄せられる期待は大きく、この期待に応える質を担保することは希求の課題であるといえる。

以上により、本研究の目的は、わが国のスクールソーシャルワーク実践の実際を把握した上で、スクールソーシャルワーカーに求められる専門的知識・技術・価値について明らかにし、それらの習得を目的とした現任者対象の研修プログラムを構築することである。

## 3. 研究の方法

本研究は、4 年計画にて以下を行った。

2009 年度は、わが国のスクールソーシャルワーカーから聞き取り調査を行い、現行のスクールソーシャルワーク実践の実態把握を試みた。機縁法により、7 都道府県から計 16 名を抽出し、半構造化面接を行った。

2010 年度は、スクールソーシャルワーク実践が最も盛んであるアメリカの実情を把握するために、ニューヨーク州とイリノイ州のスクールソーシャルワーカーに対して半構造化による聞き取り調査を行った。

2011 年度は、3 年以上の勤務経験をもつスクールソーシャルワーカー 5 名を研究対象と

し、スクールソーシャルワーカーに対するスーパービジョンのあり方に関するデータを収集した。これは、経験年数の少ないスクールソーシャルワーカーと、一定の経験を有する者との着眼点や見立て、あるいはアプローチ等の違いについて明らかにすることを目的として行った。研究対象者については、スクールソーシャルワーカーとして 3 年以上の経験を有し、すでにスクールソーシャルワーカーに対するスーパーバイザーとしての実践がある者あるいは実践経験が十分でスーパーバイザーとしての活動が可能だと思われる者を機縁法で抽出した。初任スクールソーシャルワーカーが介入した 2 事例を研究対象者に提示し、各対象者から当該事例に対するスーパービジョンのポイントを書き出してもらい、それを KJ 法で整理した。

さらに 2011 年度には、現役スクールソーシャルワーカーに対して模擬的な勉強会を実施し、参加者のアンケートから、現任者が求める研修内容を分析した。勉強会の開催はネットによる広報やチラシの配布を通じて広報し、参加者は応募法にて抽出した。

2012 年度には、2009 年度に聞き取りを行った国内のスクールソーシャルワーカーのうち 6 名に対して、半構造化による聞き取りを行った。縦断的に聞き取りを行うことで、経験年数によるスクールソーシャルワーク実践に対する知識・技術・価値の変化を明らかにすることを試みた。

さらに、2012 年度には日本およびアメリカのスクールソーシャルワーカーに対してアンケートを実施し、スクールソーシャルワークの実践内容、必要とする知識・技術・価値・倫理等についての国際比較を試みた。

## 4. 研究成果

(1) わが国のスクールソーシャルワーカーへの聞き取り調査

スクールソーシャルワーカーとしての経験年数がおおむね 1~2 年の現任スクールソーシャルワーカー 11 名、3 年以上の経験を有するワーカー 5 名に対して聞き取り調査を行った。機縁法により対象者を抽出したため、地域に偏りが出たが、7 都道府県を対象にすることができた。勤務形態などの基礎的な情報と、担当事例を通じてスクールソーシャルワーカーに必要なと感じる専門的知識、技術、価値、スクールソーシャルワーカーの存在意義、スクールソーシャルワーカーとしての活動の中で大事にしていることなどについて聞き取りを行った。

専門的知識や技術について聞き取りの中で挙げた項目は表 1、表 2 のとおりである。

表 1 スクールソーシャルワーカーに必要な専門的知識

- ◆法律（児童福祉法、児童虐待の防止等に関する法律、民法等）
- ◆制度（生活保護、児童に関わるもの等）
- ◆発達障害
- ◆学校文化、学校組織、校務分掌
- ◆発達心理学
- ◆児童福祉学
- ◆アタッチメント理論
- ◆社会資源
- ◆心理検査（WISC-III、バームテスト等）
- ◆ブリーフセラピー
- ◆外国籍の子どもに関すること
- ◆心理的な見立て

専門的知識については、これまで対象者が担当したケースとの関連は強かったが、経験年数や地域性など、その他の傾向や関連は特に見られなかった。

表2 スクールソーシャルワーカーに必要な専門的技術および能力

- ◆面接技法
- ◆アセスメント
- ◆分析
- ◆プレゼンテーション
- ◆ケース会議でのファシリテーション
- ◆コーディネート
- ◆コンサルテーション
- ◆ケースマネジメント
- ◆グループワーク
- ◆肯定的な傾聴
- ◆社会調査
- ◆ソーシャルアクション
- ◆集団を見る力
- ◆理論の整理
- ◆社会資源の活用
- ◆研究
- ◆ブリーフセラピー／ソリューションフォーカスト・アプローチ

専門的技術については、実際の活動内容との関連が強かったが、経験年数との関連は見られなかった。グループワークやブリーフセラピーについては、今回の対象者の中では、同一県内で活動している3名のみが挙げた。この県では、任意団体によるスクールソーシャルワーカー対象の研修が定期的に行われており、そこでグループワークやブリーフセラピーについての研修が実施されたことから、この研修を受けた多くが現場でブリーフセラピーをベースとしたグループワークを実践しているようである。近年では、各地域で研修が設けられる機会が増えてきたが、そこで取り上げる内容が実践に一定の影響を及ぼしていることがうかがえる。

専門的価値については、3名が「子どもの利益の最優先」、2名が「権利擁護」という単

語を用いたのみに留まった。ただし、これらの単語は用いずとも、事例についての語りからは、これらを意識しているであろうと思われる部分は随所に見られた。

今回の聞き取りでは、「ブリーフセラピー／ソリューションフォーカスト・アプローチ」というアプローチ名が出てきたが、それ以外に実践モデル・アプローチ名は出てこなかった。聞き取りの中で、スクールソーシャルワークについて、「クライアントとその周りの環境との関係性に着眼した支援」「環境を整えることで、子どもの心を少しでも軽くする」「環境に働きかけて、子どもの安全と、そこから学びを確保する役割」という発言があり、エコロジカル視点で捉えていることは感じられるが、「エコロジカル視点」という単語自体は出てこなかった。事例で具体的な介入方法を聞く中でも、実践アプローチを用いているのではないかと感じられる部分があったが、具体的なアプローチ名は明言されなかった。

## (2) アメリカのスクールソーシャルワーカーへの聞き取り調査

アメリカでは、州ごとにスクールソーシャルワーカーの採用要件や活動形態等が異なるが、業務内容に関しては法律や予算に基づいて決定されている。

イリノイ州・シカゴにおいては、シカゴ公立学校（Chicago Public Schools）というわが国の教育委員会に似た組織がスクールソーシャルワーカーを雇用し、各学校に派遣している。シカゴにおいては、特別支援教育（Special Education）を必要とする児童生徒へのサービス提供が主な業務であり、派遣校での活動時間数は、担当児童生徒数により決定される。主な業務は個別教育計画（IEP：Individual Educational Plan）の作成に関わる内容と、その計画実行に伴うサービス提供である。具体的には、当該児童生徒の行動観察、当該児童生徒やその家族との面談、カウンセリング／セラピーの提供、社会資源についての情報提供や紹介などが挙げられる。適切に記録をする能力も求められており、評価の対象にもなっている。シカゴ公立学校では、月に1回程度、終日もしくは半日の時間をとって全スクールソーシャルワーカーを対象とした研修会を実施し、資質向上に努めている。研修会は発達障害等の特定のトピックに対して講演形式で実施され、外部講師を招くときもあれば、同僚のワーカーが自らの実践を紹介することもある。

ニューヨーク州において聞き取りを行ったスクールソーシャルワーカーは、学校に雇用されており、当該学校に常勤で勤務していた。支援の対象となるのは主に特別支援教育に属する児童生徒だが、一部普通教育

(General Education) の児童生徒に対しても支援を行っていた。業務の内容については、シカゴで実施されていた内容の他に、特定の課題を持った児童生徒たちに対するグループワークなどを行っていた。

両州のスクールソーシャルワーカーに、スクールソーシャルワーク実践のミッションを尋ねたところ、「教育保障」であるという明確な回答が返ってきた。行動観察や面談、社会資源の情報提供や紹介等のサービス提供は、すべて当該児童生徒の教育を受ける権利を守る活動であることを意識して実践を行っている。さらに、児童生徒の状況を理解する上で「エコロジカル視点」を用いることや、「ストレングス」に着目することなども語られた。

アメリカのスクールソーシャルワーカーは、原則としてソーシャルワーク修士 (MSW) を修得しており、さらに大学院においてスクールソーシャルワークの認定コースを受講している。このことが実践目的の明確化や、理論と実践をより意識した活動につながり、さらにそれらを言語化できる力につながっているのではないかと推測できる。また、近年ではエビデンスに基づいた実践を強く推奨する流れがアメリカにあり、この動きも理論と実践の関連を意識づける要因になっているとも考えられる。

### (3) スーパービジョンを活用した調査

初任スクールソーシャルワーカーに介入事例を提示してもらい、それをスーパービジョンするという想定で調査を実施した。事例を2つ提示し、それぞれ別日でスーパービジョンを行った。

5名のスーパーバイザーが指摘した事柄を整理すると、「情報」「校内体制」「社会資源」「機関連携」「アセスメント」がキーワードとして挙げられた。「情報」については、「情報収集」「情報の整理」「情報の共有」の重要性が語られた。

「情報の収集」については、①不足している情報は何か、②誰によって語られた情報か、③その情報の正確性はどの程度か、④誰から情報収集する必要があるか、等の観点が指摘された。「情報の整理」については、収集された情報を当該児童生徒やその家族、さらに支援チームのメンバーに分かりやすく伝えるための情報整理能力の意味合いが強かった。また、目的に応じた情報整理の方法についての指摘もあった。「情報の共有」については、支援チームメンバー間での共通理解を促す第一歩として、整理された情報の共有の重要性が語られた。これは、「校内体制」の充実にも関連する。「校内体制」については、教職員間の関係性や役割を明確にすることの重要性も指摘された。

「社会資源」については、①地域の社会資源に精通していること、②地域ネットワーク形成への働きかけを行うこと、③法律や制度に関する知識を有していること、等の必要性が語られた。これは、学校内では十分な支援に至らないケースに対し、「機関連携」を円滑に進めるためにも重要なことである。

「アセスメント」については、①当該児童生徒やその家族理解、②当該児童生徒やその家族の困り感、③学校による当該児童生徒やその家族に対する捉え方や理解、等の関係者理解に関連するものや、④アセスメントの根拠を明確に示す能力、さらには⑤スクールソーシャルワーカーとしての着眼とそれに基づいた見立てを提示できることの重要性が指摘された。

今回提示した2事例は、児童虐待や発達障害の要素が絡むケースであったことから、それらに関連する知識の必要性についての指摘もあった。

今回の調査では、知識や技術あるいは力量 (コンピテンス) に関わる指摘が主であった。スクールソーシャルワーカーとしての「見立て」に関する指摘はあったが、その背景にあると思われる価値に関連する指摘はなかった。

### (4) 現任スクールソーシャルワーカー対象の勉強会による調査

2011年10月から2012年3月にかけて、現任スクールソーシャルワーカーを対象に、大阪で全4回の勉強会を実施した。各勉強会のテーマは、第1回目が「1年目のスクールソーシャルワーカーの実践報告」、第2回目が「2年目以上のスクールソーシャルワーカーの1年目を振り返った実践報告」、第3回目が「アセスメント」、第4回目を「ケース会議」で、インターネット、チラシの配布、口コミ等で広報して参加者を募った結果、近畿圏を中心に39名が参加した。参加者のスクールソーシャルワーカーとしての経験年数は、1年目が20名、2年目が4名、3年目が3名、4年目が7名、5年目が2名、6年目が3名であった。毎勉強会終了後に、参加者には勉強会の内容についての満足度や感想、現在のスクールソーシャルワーク活動における困り事等についてアンケートで回答してもらった。

応募法による参加者であるため、もともと勉強会への関心が高かったことにも起因すると考えられるが、全4回の勉強会の満足度は非常に高く、勉強会の内容やスクールソーシャルワーカーとしての経験年数、スーパーバイザーの有無による差異はみられなかった。スクールソーシャルワーカーとしての実践の中で困っていることとしてほとんどの参加者が挙げたのは、「アセスメント」「ケー

会議」「他職種・他機関との連携」であった。これらには、スクールソーシャルワーカーとしての経験年数やスーパーバイザーの有無による差異がみられなかったことから、スクールソーシャルワーカーが慢性的に抱えている悩みであり、継続的な研修の必要性が高い内容であると考えられる。また、約半数が、教員や関係機関に対して、あるいは児童生徒に対して、スクールソーシャルワークもしくはスクールソーシャルワーカーについて説明することに難しさを感じていた。スクールソーシャルワーカーが自分自身の活動について説明ができないという状況で効果的な活動ができるとは考えにくい。今回の調査からは、この難しさの背景に何があるのかまでは把握できなかったが、今後さらに調査を進めて明らかにしていく必要がある。

経験年数による違いが見られた項目としては、校内体制やシステムの構築、教職員に対する研修、あるいは後進の支援が挙げられる。3年目以上のスクールソーシャルワーカーには上述の項目に関心を示す傾向がみられ、経験年数が増すごとにメゾレベルへの介入の関心が高まっていることが示唆された。

#### (5) わが国のスクールソーシャルワーカーに対する縦断的聞き取り調査

2009年度の聞き取り調査の対象者から機縁法により6名を抽出し、聞き取りを行った。6名のうち3名は同じ雇用先、残りの3名は異なる雇用先で活動を続けていた。6名の雇用先とスクールソーシャルワーク経験年数は表3のとおりである。

表3 調査対象者の雇用先とスクールソーシャルワーク経験年数

対象者	2009年度当時		2012年度当時	
	雇用先	経験年数	雇用先	経験年数
A	a	1年目	f	4年目
B	a	2年目	f	5年目
C	b	1年目	b	4年目
D	c	2年目	c	5年目
E	d	9年目	d	12年目
F	e	4年目	g	7年目

※b、c、dは同一都道府県内の市町

対象者Aは、2009年度の聞き取りでは、専門的知識・技術・価値に関する質問について、抽象的な回答が返ってきていたが、2012年度の聞き取りでは、専門用語を用いながら言語化されていた。この変化の要因の一つには雇用先が変わったことが挙げられる。2009年度当時の雇用先であるaでは、スクールソーシャルワーク雇用に関するビジョンが不明確で、スーパービジョン体制もなく、自分の活動に自信がもてないまま活動が続いていた。しかし、2011年度からの雇用先であるfでは、

スクールソーシャルワークに対するビジョンが打ち出されていること、スーパービジョン体制があること、定期的な研修が設けられていることなどから、専門性をより意識するようになったようである。

全体的には、2009年度に比べ、2012年度は校内体制やシステムづくりなどに関する知識や技術についての関心が高まっていた。対象者Eに関しては、主幹的役割を担う立場となり、アドミニストレーションに対して関心を抱いていた。今回の対象者に関しては、経験年数が上がるにつれ、ミクロレベルからメゾレベルへの介入に関心がシフトしている傾向が見られた。

#### (6) わが国とアメリカのスクールソーシャルワーク実践の国際比較

アメリカは、スクールソーシャルワークの歴史が最も古く、かつ最も活発に実践が行われている国である。わが国のスクールソーシャルワーク実践は、アメリカの実践に大きく影響を受けているが、文化や法律等の違いにより、アメリカの実践をそのままわが国に導入することは困難である。そこで、わが国とアメリカのスクールソーシャルワーク実践の共通点と相違点を明らかにし、アメリカから導入できる専門的知識・技術と、わが国独自の専門的知識・技術として発展させていく必要があるものの整理を2か国のスクールソーシャルワーカーに対するアンケートによって試みた。

アンケートはWeb上で行ったが、システム上の不備や調整の不備が重なり、十分な回答数が得られず、分析にまでは至らなかった。これについては、継続研究として引き続き調査を実施し、十分な回答数を得た段階で分析を行う。

#### (7) わが国の現任スクールソーシャルワーカーに対する研修プログラム

わが国とスクールソーシャルワーク先進国であるアメリカのスクールソーシャルワークの実態調査から、以下のことが明らかになった。アメリカは、スクールソーシャルワーク実践に法的位置づけがあり、活動目的も業務内容も明確である。また、現任者は大学院において教育現場におけるソーシャルワーク実践を学んでおり、専門的知識、技術、価値について一定の共通認識を持っている。一方わが国は、たとえ社会福祉の学問的バックグラウンドがあっても、現任者のほとんどは、教育現場におけるソーシャルワーク実践について学んだことはない。また、法的な後ろ盾はなく、雇用先によって雇用の目的にばらつきがある。中には明確なビジョンがないまま雇用に至っている場合もある。このような状況の中で、不安を抱きながら実践を行っ

ており、ある意味“自己流”のスクールソーシャル実践が展開されている。つまり、個人の資質に大きく依拠しているのがわが国のスクールソーシャルワーク実践の実情である。スクールソーシャルワーク実践の質を一定レベル以上に保つためには、現任者に対する研修は必要不可欠である。

今回の研究では、研修プログラムを構築するまでには至らなかったが、プログラムに必要なと思われる要素についての示唆は得られた。

専門的知識については、①活動領域を理解するための知識、②子どもや家族等の理解を深めるための知識、③効果的な支援に繋げるための知識が必要であると考えられる。①については、教育現場という異領域でソーシャルワーカーが円滑に活動を行うという観点で考えると、学校現場を理解するための知識は不可欠である。具体的には、学校文化や学校組織、学校法規等が挙げられる。②については、発達障害や精神障害、児童虐待、いじめ、学級崩壊等の基本的な知識、エコロジカル視点やストレス視点、アタッチメント理論などの理論的な知識、心理検査に関する知識などが挙げられる。③については、児童福祉法や生活保護法等の法制度に関する知識、社会資源に関する知識、解決志向アプローチや危機介入などの実践理論に関する知識などが挙げられる。

専門的技術については、アメリカに比べ、わが国のスクールソーシャルワーカーの多くがアセスメントに対する不安を訴えた。これにはいくつかの要因があると考えられるが、その一つに活動目的あるいはミッションの不明瞭さが挙げられる。アメリカは法的根拠に基づいた「教育保障」というミッションが明確で、アセスメントはその軸に基づいて行われる。しかし、法的根拠もなく、理論体系も十分に整理されていないわが国においては、ミッションが不透明で、共通認識は十分になされていない。これは、アセスメントをする際の“ぶれ”にもつながることだと考えられる。アセスメントの知識や技術は必要であるが、まずは軸となるミッションを明確にしていく作業が不可欠であると考えられる。

アセスメント以外では、ケース会議等でのファシリテーション力やコーディネート力、プレゼンテーション力などに関わる技術等、現任者は様々な部分で不安を抱きながら実践をしているようであるが、これらは単に技術に関わるのではなく、スクールソーシャルワークの価値と大きく連動するものであると考えられる。よって、技術的なものを取り扱うだけでなく、常に価値と連動させた研修内容の構築が必要である。

本研究から、経験値に応じた研修内容の工夫が必要であることも垣間見られた。具体的

には、一定の経験値をもつ現任者にはメゾレベルへの介入、つまり校内体制づくりやシステムづくりに関する研修、初任者には現場に入る前の準備や初日の迎え方、その後の動き方など、具体的な動きに関する研修の必要性も見出すことができた。

わが国のスクールソーシャルワーカーが効果的な実践活動を行う上で必要なことは、わが国独特の学校文化を理解した上で、スクールソーシャルワークの専門的知識・技術・価値を連動させて実践に活かせる力である。本研究はそれを身につける研修内容の具体にまで迫ることはできなかったが、その足掛かりとして大いに貢献するものとなった。

## 5. 主な発表論文等

なし

## 6. 研究組織

### (1) 研究代表者

半羽 利美佳 (HANBA RIMIKA)  
武庫川女子大学・文学部・准教授  
研究者番号：70330503

### (2) 研究分担者

なし

### (3) 連携研究者

門田 光司 (KADOTA KOJI)  
久留米大学・文学部・教授  
研究者番号：50269081  
鈴木 庸裕 (SUZUKI NOBUHIRO)  
福島大学・人間発達文化学類・教授  
研究者番号：70226538